

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

確定申告終了も納付の振替日に注意 所得税は4月20日、消費税は4月23日

2014 年分所得税の確定申告は 3 月 16 日で終了(消費税・地方消費税の確定申告は 3 月 31 日まで)したが、確定申告は税金を納めて完了する。所得税の納期限は申告期限と同じ 3 月 16 日、個人事業者の消費税等は 3 月 31 日までだが、税金の納付を忘れていないだろうか。

税務署からは納付書の送付や納税通知書などのお知らせは全くないので、納期限までに最寄りの銀行や郵便局、所轄税務署に出向き納付しなければならない。

特に、振替納税を利用している人は、確実に銀行口座から引き落とされるように、あらかじめ指定口座の残高を確認し、振替日の前日までに納税額に見合う預貯金額を用意したい。今年の振替日は、所得税が 4 月 20 日(月)、消費税及び地方消費税が 4 月 23 日(木)。1 円でも足りないと振替ができないことになり、納税のために延滞税も加えたところで銀行や税務署に足を運ぶことになってしまう。

納期限までに納税できないと、納期限の翌日から完納の日までの間の延滞税と本税を併せて納付することになる。

振替納税についても、残高不足などで振替ができなかった場合は、同様に納期限までさかのぼってその翌日から延滞税がかかる。延滞税は、3 月 16 日から 5 月 15 日までの 2 ヶ月間は年 2.8%、それ以降は年 9.1%の割合でかかる。この超低金利時代には高い金利だ。期限内納付を心がけたい。

労働者派遣法改正案の施行、9月 パートは時間選択で働き手に考慮

労働者派遣法改正案が 2 回も廃案となり、施行が 9 月延びた。一説には厚労省は派遣法の生みの親として「派遣法はモノを扱うように乱暴な制度だった」として猛省しているという噂が飛んだ。

3 回目も 派遣社員の受け入れ期限(3 年間)を事実上なくす、業務区分の廃止の 2 つの骨格は残す。しかし人が入れ替われば同じ仕事をそのまま派遣社員に任せられるようになる仕組みで人事担当者や派遣元企業には「派遣社員の固定化につながるのでは」との声も出ている。

この改正派遣法には、時代遅れの感が漂い「飽きあき」している雰囲気がある。逆にいうと企業側の担当者には人材確保という「待てない」事情を抱える。14 年の総務省の労働力調査によると就業が週 34 時間以下の短時間労働者は 1669 万人と前年よりも 84 万人増えた。中でもその 6 割にあたる 50 万人は女性だ。

内訳は医療介護で 14 万人増、卸小売業で 7 万人増、運輸業 4 万人増と人手不足の業種へ雪崩を打ったように労働力が集中している。短時間勤務でも時間給の単価が高ければ、派遣にこだわるという人は減っていく。イオンは一日 2 時間パート、ユニクロは週 20 時間の正社員という制度を始めている。介護のツクイは就業希望日を合わせる仕組みで介護資格者を大量に採用した。派遣とパートは同じ土俵では語れないが、制度は生き物で廃案も勇気のいる決定なのだ。



弊社では「MCS NEWS WAVE のメール配信」を促進しております！！
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。